

祝！
第80回メーデー

ゆるすな あたりまえのような顔した お手軽な首切り

すっかり社会問題化した「非正規切り」「派遣切り」。歴史の歯車を数十年単位でもどすような動きは、現世代の責任としてやめさせなければなりません。その戦列に、私たち大学の非常勤講師も参加しています。

大学では メール1本でクビ!?

大同工業大学は、みずから打診し非常勤職を委嘱しておきながら、高森さんが他の機関で認められているペンネームの使用許可を求めたとき、その申請を明確な理由なしに拒否し、重ねてその理由を問い合わせた高森さんに、一方的に契約取り消しを宣告しました。

その後、高森さんが本名でもかまわない旨を伝えても、大学側は無視しました。大学側は契約の存在自体を否定しており、団体交渉にも応じず、労働委員会斡旋も不調に終わり、やむなく高森さんは提訴にいたしました。

3月2日に名古屋地裁 に地位確認で提訴

今回の裁判の争点は、二点考えられます。第一に、契約の一方的な打ち切りであるという事です。労働者がその働く条件の希望を述べたり、使用者側に問い合わせたりすることは、労働基準法でも認められた権利です。ペンネーム使用拒否の理由を問い合わせ

ただで契約破棄というのは明らかに異常な対応です。第二に、教授会で正式決定される以前であるならば、いかなる理由でも契約撤回が可能なのか、という問題です。大学側はこの理由で、団体交渉そのものを拒否しています。

大学非常勤講師の首切りのおもな経過

昨年大同工業大学は、次年度後期開講の講義を担当する非常勤講師として、他大学の教員を通じて高森晃一の紹介を受け、まもなく大学の窓口担当の教員から高森に、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」というメールが届いた。しかしその後、高森は他大学で用いているペンネームの使用を拒否され、その理由を問い合わせたところ、大学側は具体的な理由を提示しないまま、すべてを一方的に白紙に戻した。驚いた高森は、本名でもかまわない旨のメールを送ったが、無視された。そこで高森は当組合に加入し、団体交渉を求めたが、大学側は労働契約の存在を否定し、団体交渉をも拒否した。その後労働委員会斡旋も不調に終わり、やむなく提訴に至った。

ご支援訴えます

裁判傍聴をお願いします(5月12日午後3時名古屋地裁)
裁判費用の募金をお願いします
ブログをご覧ください http://blog.goo.ne.jp/ko_syndicate/
メルマガをごお読みください

takamoriml@jitan-after5.jp

大同大・高森裁判にご支援を

いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合

号外 2009.5.1.

住所 〒467-8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1

名古屋市立大学菊地夏野研究室気付

TEL/FAX 052-794-3956(牛田)E-mail: toukaihiyoukin@yahoo.co.jp

郵便振込 00890-6-168422 東海圏大学非常勤講師組合

人間はそれほど
お安くありません

「非正規労働者」を

お手軽雇用を許すな

不利益にあつから理由はありません

身近な友人をご紹介ください

現在の日本において、非正規社員は労働者全体の三分の一強を占める程に増加しました。この事態は、本質的にはグローバル化にもなう競争の激化と不況の長期化による、企業側のコスト削減要求に起因すると考えられます。非正規社員が正規社員よりも低い賃金で働かされたうえ、不況のもとでは簡単に解雇され、しかもそのセーフティー・ネットが非常に脆弱であることは、近年大きな社会問題となりました。

こうしたコスト削減の波は、少子化にあえぐ大学にも押しよせてい

ます。大学当局はコスト削減のため、常勤講師を新たに雇用するよりも、非常勤講師を活用しようとしています。しかし非常勤講師は、いつ解雇されてもおかしくない状況である一方、勤務時間の関係で厚生年金にも加入できません。求職のために、教育と研究への尽力を求められるうえに、奨学金の返済も迫られます。そのうえ、受講生が少ないために講義が不開講とされ、その分の賃金が入らない事態は、非常勤講師の生活に大きく影響します。

私たちにもあります「五分の魂」

以上のような深刻な境遇にもかかわらず、勤務先が細切れであることが多いなかで、非常勤講師間の交流は希薄であるのが常態であり、なかなか相談できる相手がいなまま、ひとりでの悩みをかかえる方も多いのが実態です。今後の望ましい社会を構想し、またそれを担う人材を育てるという、大学の重大な社会的使命に照らしあわせるとき、こうした非常勤講師のあり方が望ましいものであると

は、到底いえません。当組合は他地域の非常勤講師組合とも情報を交換しつつ、非常勤講師の現状分析や、それに基づく提言・要請活動等をおこない、非常勤講師間の交流の機会を提供し、労働条件に関する法律相談をおこない、必要があれば大学当局を相手取り、団体交渉や裁判を実行しています。お知り合いに非常勤講師がいらっしゃれば、ぜひご紹介ください。

非正規の先生方へ

困ったときはすぐご連絡

〒463-0082 名古屋市守山区村前町162

TEL/FAX 052(794)3956

E-mail: toukaihi.joukin@yahoo.co.jp

郵便振替口座 00890-6-168422